

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所組織規程

平成17年4月1日

17規程第1号

改正 平成22年 4月 1日 22規程第11号
改正 平成24年 3月13日 24規程第2号
改正 平成27年 4月 1日 27規程第1号
改正 平成29年 4月 1日 29規程第9号
改正 平成30年 4月 1日 30規程第3号
改正 平成30年 4月 1日 30規程第4号
改正 平成31年 4月 1日 31規程第8号
改正 令和 2年 9月 1日 2規程第11号
改正 令和 2年10月 1日 2規程第14号
改正 令和 3年 4月 1日 3規程第4号
改正 令和 4年 4月 1日 4規程第2号
改正 令和 5年 1月 1日 5規程第1号
改正 令和 5年 3月14日 5規程第8号
改正 令和 5年 4月 1日 5規程第16号
改正 令和 5年 8月 1日 5規程第26号
改正 令和 6年 4月 1日 6規程第6号
改正 令和 6年10月 1日 6規程第10号
改正 令和 6年12月 1日 6規程第15号
改正 令和 6年12月12日 6規程第16号
改正 令和 7年 4月 1日 7規程第9号
改正 令和 7年 7月 1日 7規程第32号
改正 令和 8年 4月 1日 8規程第18号

第1章 総則

(目的)

第1条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「法人」という。）の組織、職制及び所掌事務は、この規程の定めるところによる。

(法人の組織)

第2条 法人に次の組織を置く。

理事長特任補佐

研究企画調整主幹

医薬基盤研究所

国立健康・栄養研究所

- 2 医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所に研究所長を置く。
- 3 法人に次の3部及び3室を置く。

総務部

戦略研究支援部

健都戦略研究支援部

監査室

デジタル化推進室

研究倫理審査調整室

- 4 総務部、戦略研究支援部及び健都戦略研究支援部に部長を置く。
- 5 総務部、戦略研究支援部及び健都戦略研究支援部に次長を置くことができる。
- 6 監査室、デジタル化推進室及び研究倫理審査調整室に室長を置く。
- 7 課に課長を、室（前項に規定する室を除く。）に室長を、係に係長を置く。
- 8 課に課長補佐を置くことができる。
- 9 部及び課に専門員及び主査を置くことができる。
- 10 係に主任及び主事を置くことができる。

（職制）

- 第3条 研究所長は、命を受け、研究所の業務を総括整理する。
- 2 研究所副所長は、研究所長の命を受け、研究所の業務を整理する。
 - 3 センター長は、上司の命を受け、センターの事務を整理する。
 - 4 部長は、上司の命を受け、部の事務を整理する。
 - 5 次長は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
 - 6 統括研究員は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
 - 7 課長は、上司の命を受け、課の事務を整理する。
 - 8 室長は、上司の命を受け、室の事務を整理する。
 - 9 首席産学官調整専門員は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
 - 10 産学官調整専門員は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
 - 11 プロジェクトリーダーは、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
 - 12 研究リーダーは、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
 - 13 上級研究員は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
 - 14 主任研究員は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
 - 15 主任技術専門員は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
 - 16 プログラムディレクターは、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
 - 17 プログラムオフィサーは、プログラムディレクターを補佐し、担当の事務を整理する。
 - 18 研究員は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
 - 19 課長補佐は、課長を補佐し、担当の事務を整理する。
 - 20 専門員は、上司の命を受け、専門的事項を整理する。
 - 21 係長は、上司の命を受け、係の事務を整理する。
 - 22 主査は、上司の命を受け、担当を命じられた事務を処理する。
 - 23 主任は、係長を助け、係の事務を整理する。

24 主事は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。

第2章 理事長特任補佐、研究企画調整主幹、各研究所、各部及び各室

(理事長特任補佐の所掌事務)

第4条 理事長特任補佐は、命を受け、研究所の重要事項に関する事務を総括整理する。

(研究企画調整主幹の所掌事務)

第5条 研究企画調整主幹は、命を受け、医薬基盤研究所所長及び国立健康・栄養研究所所長の健都における事務を助け、並びに総務部（健都の業務に関して行われる業務に限る。）及び健都戦略研究支援部の事務を総括整理する。

(医薬基盤研究所の所掌事務)

第6条 医薬基盤研究所においては、次に掲げる事務（総務部、戦略研究支援部、健都戦略研究支援部、監査室、デジタル化推進室及び研究倫理審査調整室の所掌に属するものを除く。）を遂行する。

- 一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号。以下「設置法」という。）第15条第1項第1号に掲げる業務に関する事。
- 二 設置法第15条第1項第2号に掲げる業務に関する事。
- 三 設置法第15条第1項第8号に掲げる業務（同項第1号及び第2号に掲げる業務に係るものに限る。）に関する事。

(国立健康・栄養研究所の所掌事務)

第7条 国立健康・栄養研究所においては、次に掲げる事務（総務部、戦略研究支援部、健都戦略研究支援部、監査室、デジタル化推進室及び研究倫理審査調整室の所掌に属するものを除く。）を遂行する。

- 一 設置法第15条第1項第4号に掲げる業務に関する事。
- 二 設置法第15条第1項第5号に掲げる業務に関する事。
- 三 設置法第15条第1項第6号に掲げる業務に関する事。
- 四 設置法第15条第1項第8号に掲げる業務（同項第4号から第6号までに掲げる業務に係るものに限る。）に関する事。
- 五 設置法第15条第2項各号に掲げる業務に関する事。

(総務部の所掌事務)

第8条 総務部においては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 法人内業務の総合調整に関する事（戦略研究支援部及び健都戦略研究支援部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 職員の就業に関する事。
- 三 施設の管理に関する事。
- 四 登記に関する事。
- 五 運営会議その他役員に係る事務に関する事。

- 六 公印及び文書に関すること。
- 七 機密に関すること。
- 八 福利厚生及び保健衛生に関すること。
- 九 職員の教育研修に関すること。
- 十 共済及び社会保険に関すること。
- 十一 役員及び職員の人事並びに給与に関すること。
- 十二 分限、懲戒及び服務に関すること。
- 十三 勤務評定に関すること。
- 十四 災害補償に関すること。
- 十五 表彰に関すること。
- 十六 薬用植物資源研究センター筑波研究部及び霊長類医科学研究センターの庶務に関すること。
- 十七 薬用植物資源研究センター筑波研究部及び霊長類医科学研究センターの会計及び物品に関すること。
- 十八 薬用植物資源研究センター各研究部との連絡調整に関すること。
- 十九 財務及び会計に関する事務に係る企画、立案及び調査並びに調整に関すること。
- 二十 財務及び会計に関する事務に係る関係機関等に対する連絡並びに渉外に関すること。
- 二十一 予算、収支計画及び資金計画の作成その他予算に関すること。
- 二十二 補助金及び運営費交付金の受入れに関すること。
- 二十三 財務諸表及び決算報告書の作成その他決算に関すること。
- 二十四 税務に関すること。
- 二十五 収入及び支出に係る契約並びに収入金の調査及び徴収の決定に関すること。
- 二十六 営繕に関すること。
- 二十七 物品及び不動産の取得、管理及び処分に関すること。
- 二十八 余裕金の運用及び借入金に関すること。
- 二十九 現金、預金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- 三十 収入及び支出に係る勘定科目相互間の振替、受入、払出、支払の調査及び決定並びに返納金債権の管理に関すること。
- 三十一 厚生労働科学研究費補助金等の競争的資金に関すること。
- 三十二 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属さないものに関すること。

(戦略研究支援部の所掌事務)

第9条 戦略研究支援部においては、次に掲げる事務（健都戦略研究支援部の所掌に属するものを除く。）を遂行する。

- 一 法人の業務運営の企画、立案及びこれに伴う調査並びに調整に関すること。
- 二 運営評議会に関すること
- 三 諸規定の制定及び改廃の審査に関すること。
- 四 訴訟その他紛争の処理の調整に関すること。
- 五 目標管理、成果の評価に関すること。
- 六 広報に関すること（健都戦略研究支援部以外の他の所掌に属するものを除く。）。)

- 七 情報公開請求の調整に関すること。
- 八 図書その他の資料の保存に関すること。
- 九 産学官連携に関すること（国立健康・栄養研究所の所掌に属するものを除く。）。
- 十 国際機関及び国際会議並びに外国の行政機関及び団体との連絡調整に関すること（国立健康・栄養研究所の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 調査、研究の支援に関すること（健都戦略研究支援部以外の他の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 厚生労働科学研究費補助金等の競争的資金に関すること（総務部の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 希少疾病用医薬品等、希少疾病用医療機器、希少疾病用再生医療等製品（以下「希少疾病用医薬品等」という。）並びにその用途に係る対象者の数が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 3 の厚生労働省令で定める人数に達しない特定用途医薬品、特定用途医療機器、特定用途再生医療等製品（以下「特定用途医薬品等」という。）に関する試験研究に係る指導及び助言の業務に関すること。
- 十四 希少疾病用医薬品等及び特定用途医薬品等の開発に対する助成金の交付に関すること。
- 十五 希少疾病用医薬品等及び特定用途医薬品等の調査に関すること。
- 十六 第 13 号から前号までに掲げるもののほか、希少疾病用医薬品等・特定用途医薬品等開発振興業務に関すること。
- 十七 設置法附則第 14 条に掲げる業務に関すること。
- 十八 特定重要物資（法人が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）第 42 条第 1 項に規定する安定供給確保支援業務（同条第 2 項の規定による指定に係るものに限る。以下「安定供給確保支援業務」という。）を行うとされたものに限る。）等について、その安定的な供給の確保に取り組む事業者を対象とした安定供給確保支援業務のうち助成に関すること。
- 十九 設置法附則第 17 条第 1 項に掲げる業務に関すること。
- 二十 設置法附則第 17 条第 2 項に掲げる業務に関すること。

（健都戦略研究支援部の所掌事務）

第 10 条 健都戦略研究支援部においては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 前条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 10 号まで及び第 12 号に掲げる事務であって、主として健都において行われる事務に関するもの。
- 二 主として健都において行われる事務に関する広報に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 主として健都において行われる事務に関する調査及び研究の支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（監査室の所掌事務）

第 11 条 監査室においては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 内部監査の実施に関すること。
- 二 監事監査に関する事務の補佐及び監事との連絡調整に関すること。
- 三 内部通報制度に関すること。

(デジタル化推進室の所掌事務)

第12条 デジタル化推進室は、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 法人のデジタル化の主導による業務改革・業務改善に関すること。
- 二 法人の情報システム全体の最適化に関すること。
- 三 法人の新たな情報システム導入に関すること。
- 四 法人の情報セキュリティ確保に関すること。
- 五 法人の職員への技術的指導に関すること。

(研究倫理審査調整室の所掌事務)

第13条 研究倫理審査調整室は、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 法人の研究に関する倫理審査に関すること。
- 二 研究管理に関する調査に関すること。
- 三 研究倫理の教育の機会の提供に関すること。

第3章 医薬基盤研究所

(医薬基盤研究所の組織)

第14条 医薬基盤研究所に次の7センター及び2室を置く。

難病・免疫ゲノム研究センター

ヘルス・メディカル微生物研究センター

創薬デザイン研究センター

創薬資源研究支援センター

薬用植物資源研究センター

霊長類医科学研究センター

A I健康・医薬研究センター

共用機器実験室

実験動物管理室

- 2 医薬基盤研究所に研究所副所長、プロジェクトリーダー、研究リーダー、プログラムディレクター及びプログラムオフィサー及び研究員を置く。
- 3 医薬基盤研究所に上級研究員及び主任研究員を置くことができる。
- 4 難病・免疫ゲノム研究センター、ヘルス・メディカル微生物研究センター、創薬デザイン研究センター、創薬資源研究支援センター、薬用植物資源研究センター、霊長類医科学研究センター及びA I健康・医薬研究センターにセンター長を置く。
- 5 共用機器実験室及び実験動物管理室に室長を置く。
- 6 センターに副センター長を置くことができる。
- 7 薬用植物資源研究センターに主任技術専門員を置くことができる。

(難病・免疫ゲノム研究センターの所掌事務)

第15条 難病・免疫ゲノム研究センターにおいては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 がん・難病等の標的因子の探索及びその構造・機能解析に関すること。
- 二 がん・難病等の原因・病態を解明及び正確かつ有効な新規治療法・診断法を開発するための基盤的研究に関すること。
- 三 がん・難病研究に資する遺伝子、情報及び試料等臨床由来資源の解析研究並びに医学用実験動物及び疾患モデル動物の開発及び生産に係る研究の企画立案及び調整に関すること。
- 四 がん・難病研究に資する遺伝子、情報及び試料等臨床由来資源の収集、保存及び提供に関すること。
- 五 研究成果を活用した医薬品等の開発の支援に関すること。

(ヘルス・メディカル微生物研究センターの所掌事務)

第16条 ヘルス・メディカル微生物研究センターにおいては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 ワクチン等の開発につながる基礎技術の開発等に関すること。
- 二 研究成果等を活用したワクチン及び医薬品等の開発の支援に関すること。
- 三 腸内細菌叢の生物科学的意義を明らかにするとともに、その成果に関して患者の治療や国民の健康増進に資する研究を行うこと。
- 四 医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所が連携してヘルス・メディカルに関する研究を行うこと。
- 五 外部の大学や研究機関と連携してヘルス・メディカルに関する研究を行うこと。

(創薬デザイン研究センターの所掌事務)

第17条 創薬デザイン研究センターにおいては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 最先端創薬基盤技術の開発等に関すること。
- 二 抗体や核酸等の新しいモダリティー医薬品の創製等に関すること（前号に掲げる業務を除く。）。)

(創薬資源研究支援センターの所掌事務)

第18条 創薬資源研究支援センターにおいては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 細胞株及び試料情報等資源の研究並びに開発及び生産に係る研究の企画立案及び調整に関すること。
- 二 細胞株及び試料情報等資源の収集、品質管理、保存及び提供に関すること。
- 三 ヒト由来試料、遺伝子及び試料情報等資源の研究並びに開発及び生産に係る研究の企画立案及び調整に関すること。
- 四 ヒト由来試料、遺伝子及び試料情報等資源の収集、品質管理、保存及び提供に関すること。
- 五 生物資源を用いた創薬基盤技術の開発等に関すること。
- 六 医学用実験動物及び疾患モデル動物の収集、保存及び提供に関すること。

(薬用植物資源研究センターの所掌事務)

第19条 薬用植物資源研究センターにおいては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 薬用植物の栽培、品種改良、育種、増殖及び調製技術に関する調査及び研究を行うこと。
- 二 未利用植物資源の利用に関する調査及び研究を行うこと。

- 三 薬用植物の種苗の収集、保存及び配布並びに外国との種子交換に関する事。
 - 四 けしの栽培及び栽培指導に関する事。
 - 五 薬用植物の生理機能及び含有成分の生成に関する調査及び研究を行う事。
 - 六 薬用植物の化学的、生物学的評価に関する調査及び研究を行う事。
 - 七 寒冷地、亜熱帯及び熱帯地域における薬用植物の栽培管理を行う事。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、薬用植物に関する事。
- 2 薬用植物資源研究センターに筑波研究部、北海道研究部及び種子島研究部を置く。

(筑波研究部の所掌事務)

第20条 筑波研究部においては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 薬用植物の栽培、育種、増殖及び調製技術に関する調査及び研究を行う事。
 - 二 未利用植物資源の利用に関する調査及び研究を行う事。
 - 三 薬用植物の種苗の収集、保存及び配布並びに外国との種子交換に関する事。
 - 四 けしの栽培及び栽培指導に関する事。
 - 五 薬用植物の生理機能及び含有成分の生成に関する調査及び研究を行う事。
 - 六 薬用植物の化学的、生物学的評価に関する調査及び研究を行う事。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、薬用植物に関する事。
- 2 筑波研究部に栽培研究室及び育種生理研究室を置く。

(北海道研究部の所掌事務)

第21条 北海道研究部においては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 寒冷地における薬用植物の栽培管理を行う事。
 - 二 薬用植物の栽培、品種改良及び調製技術に関する調査及び研究を行う事。
 - 三 未利用植物資源の利用に関する調査及び研究を行う事。
 - 四 薬用植物の種苗の収集、保存及び配布並びに外国との種子交換に関する事。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、薬用植物に関する事。
- 2 北海道研究部に栽培研究室を置く。

(種子島研究部の所掌事務)

第22条 種子島研究部においては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 亜熱帯及び熱帯地域における薬用植物の栽培管理を行う事。
 - 二 薬用植物の栽培、品種改良及び調製技術に関する調査及び研究を行う事。
 - 三 未利用植物資源の利用に関する調査及び研究を行う事。
 - 四 薬用植物の種苗の収集、保存及び配布並びに外国との種子交換に関する事。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、薬用植物に関する事。
- 2 種子島研究部に栽培研究室を置く。

(霊長類医科学研究センターの所掌事務)

第23条 霊長類医科学研究センターにおいては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 医学実験用霊長類の検査、検疫及び健康管理に関する事。

- 二 医学実験用霊長類に係る疾患モデルの開発及び改良に関する研究を行うこと。
- 三 医学実験用霊長類の繁殖、育成、供給及び遺伝子保存を行うこと。
- 四 医学実験用霊長類の繁殖、育成、供給及び遺伝子保存に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を行うこと。
- 五 医学実験用霊長類の繁殖、育成、供給及び遺伝子保存に関する研究を行うこと。

(A I 健康・医薬研究センターの所掌事務)

第 24 条 A I 健康・医薬研究センターにおいては、A I (人工知能) 技術を活用した研究を加速させるための基礎となる研究に関する事務を遂行する。

(共用機器実験室の所掌事務)

第 25 条 共用機器実験室においては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 共用機器を用いた研究活動の支援に関すること。
- 二 電子顕微鏡を用いた画像解析に関すること。
- 三 核磁気共鳴装置 (NMR) を用いた構造解析に関すること。
- 四 その他共用機器の管理に関すること。

(実験動物管理室の所掌事務)

第 26 条 実験動物管理室においては、次に掲げる事務 (霊長類医科学研究センターの所掌に属するものを除く。) を遂行する。

- 一 実験動物の飼育及び健康管理に関すること。
- 二 動物実験の支援に関すること。

第 4 章 国立健康・栄養研究所

(国立健康・栄養研究所の組織)

第 27 条 国立健康・栄養研究所に次の 5 センター及び 2 室を置く。

栄養疫学・政策研究センター

身体活動研究センター

臨床栄養研究センター

食品保健機能研究センター

産官学連携研究センター

A I 栄養統括研究室

研究企画推進室

- 2 国立健康・栄養研究所に統括研究員、上級研究員、主任研究員及び研究員を置くことができる。
- 3 センターにセンター長を置く。
- 4 センターに副センター長を置くことができる。
- 5 センターに室を置くことができる。
- 6 室に室長を置く。

(栄養疫学・政策研究センターの所掌事務)

第 28 条 栄養疫学・政策研究センターにおいては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 設置法第 15 条第 2 項第 1 号に掲げる業務並びに関連した調査及び研究に関すること。
- 二 栄養ガイドラインの策定・普及実装並びに関連した調査及び研究に関すること。
- 三 栄養・健康政策課題に係る社会科学的な調査及び研究に関すること。
- 四 栄養・健康課題に係る縦断研究を含めた疫学的な調査及び研究に関すること。

(身体活動研究センターの所掌事務)

第 29 条 身体活動研究センターにおいては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 大学や研究機関のハブとなり、身体活動、座位行動及び運動におけるエビデンスの整理を通じてガイドライン作成に貢献するとともに、社会実装に向けた研究及び支援に関すること。
- 二 身体活動、座位行動及び運動に関する疫学的・基礎的な調査及び研究並びに、これらが健康増進、疾病予防、健康寿命延伸及びウェルビーイングに及ぼす効果に係る調査及び研究に関すること。
- 三 活力ある社会の提案に向けて、ライフコースに着眼した、健康、特に体力や運動とウェルビーイングに係る調査及び研究に関すること。

(臨床栄養研究センターの所掌事務)

第 30 条 臨床栄養研究センターにおいては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 臨床の場における治療への栄養学的な調査及び研究に関すること。
- 二 エネルギー及び栄養素に関する基礎的な調査及び研究並びに、これらの身体活動との関連及び疾病予防に及ぼす効果に係る調査及び研究に関すること。

(食品保健機能研究センターの所掌事務)

第 31 条 食品保健機能研究センターにおいては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 設置法第 15 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる業務に関すること。
- 二 特別用途食品等の食品成分の分析及び表示に関すること。
- 三 栄養及びその他の食品成分の安全性・機能性研究に関すること。
- 四 いわゆる健康食品等による健康被害防止と正しい科学的知識の普及に向けたリスクコミュニケーション推進確保のための研究に関すること。

(産官学連携研究センターの所掌事務)

第 32 条 産官学連携研究センターにおいては、次に掲げる事務を遂行する。

- 一 国立健康・栄養研究所の業務について、国際的な学術交流・意見交換及び国内外への情報提供(食品保健機能研究センターの所掌に属するものを除く。)に係る調査研究に関すること。
- 二 栄養(特殊環境下の栄養を含む。)に関する研究成果及び関連情報の収集・解析結果を国民に提供すること並びにこれらに係る調査研究に関すること。
- 三 民間企業等と連携し、研究成果の社会的ニーズを踏まえた社会実装による研究成果の普及に関すること。

(A I 栄養統括研究室の所掌事務)

第 33 条 A I 栄養統括研究室においては、健康研の各研究及びプロジェクト研究について、A I 技術を活用した研究を統括、推進するための事務を遂行する。

(研究企画推進室の所掌事務)

第 34 条 研究企画推進室においては、健康研全体に関係するプロジェクト研究の企画を担い、研究全体の推進に寄与する事務を遂行する。

第 5 章 総務部

(総務部の組織)

第 35 条 総務部に次の 3 課を置く。

総務課

筑波総務課

会計課

(総務課の所掌事務)

第 36 条 総務課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 法人内業務の総合調整に関すること（戦略研究支援部及び健都戦略研究支援部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 職員の就業に関すること。
- 三 施設の管理に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 登記に関すること。
- 五 運営会議その他役員に係る事務に関すること。
- 六 公印及び文書に関すること。
- 七 機密に関すること。
- 八 福利厚生及び保健衛生に関すること。
- 九 職員の教育研修に関すること。
- 十 共済及び社会保険に関すること。
- 十一 役員及び職員の人事並びに給与に関すること。
- 十二 分限、懲戒及び服務に関すること。
- 十三 勤務評定に関すること。
- 十四 災害補償に関すること。
- 十五 表彰に関すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属さないものに関すること。

(筑波総務課の所掌事務)

第 37 条 筑波総務課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 薬用植物資源研究センター筑波研究部及び霊長類医科学研究センターの庶務に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

- 二 薬用植物資源研究センター筑波研究部及び霊長類医科学研究センターの会計及び物品に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 薬用植物資源研究センター各研究部との連絡調整に関すること。

（会計課の所掌事務）

第 38 条 会計課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 財務及び会計に関する事務に係る企画、立案及び調査並びに調整に関すること。
- 二 財務及び会計に関する事務に係る関係機関等に対する連絡並びに渉外に関すること。
- 三 予算、収支計画及び資金計画の作成その他予算に関すること。
- 四 補助金及び運営費交付金の受入れに関すること。
- 五 財務諸表及び決算報告書の作成その他決算に関すること。
- 六 税務に関すること。
- 七 収入及び支出に係る契約並びに収入金の調査及び徴収の決定に関すること。
- 八 営繕に関すること。
- 九 物品及び不動産の取得、管理及び処分に関すること。
- 十 余裕金の運用及び借入金に関すること。
- 十一 現金、預金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- 十二 収入及び支出に係る勘定科目相互間の振替、受入、払出、支払の調査及び決定並びに返納金債権の管理に関すること。
- 十三 厚生労働科学研究費補助金等の競争的資金に関すること。

第 6 章 戦略研究支援部

（戦略研究支援部の組織）

第 39 条 戦略研究支援部に次の 4 課を置く。

企画課

研究支援課

開発振興・調整課

医薬品基金管理課

（企画課の所掌事務）

第 40 条 企画課においては、次に掲げる事務（健都戦略研究支援部の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

- 一 法人の業務運営の企画、立案及びこれに伴う調査並びに調整に関すること。
- 二 戦略研究支援部の業務運営に係る企画、立案及びこれに伴う調査並びに調整に関すること。
- 三 戦略研究支援部の業務に係る目標管理に関すること。
- 四 運営評議会に関すること。
- 五 諸規定の制定及び改廃の審査に関すること。
- 六 訴訟その他紛争の処理の調整に関すること。
- 七 目標管理及び成果の評価に関すること。

- 八 広報に関すること（健都戦略研究支援部以外の他の所掌に属するものを除く。）。
- 九 情報公開請求の調整に関すること。
- 十 図書その他の資料の保存に関すること。
- 十一 産学官連携に関すること（国立健康・栄養研究所の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 国際機関及び国際会議並びに外国の行政機関及び団体との連絡調整に関すること（国立健康・栄養研究所の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 前各号に掲げるもののほか、戦略研究支援部の業務であって他課の所掌に属さないものに関すること。

2 企画課に首席産学官調整専門員及び産学官調整専門員を置くことができる。

（研究支援課の所掌事務）

第 41 条 研究支援課においては、次に掲げる事務（健都戦略研究支援部の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

- 一 調査、研究の支援に関すること（健都戦略研究支援部以外の他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 厚生労働科学研究費補助金等の競争的資金に関すること（総務部の所掌に属するものを除く。）。

（開発振興・調整課の所掌事務）

第 42 条 開発振興・調整課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 希少疾病用医薬品等及び特定用途医薬品等に関する試験研究に係る指導及び助言の業務に関すること。
- 二 希少疾病用医薬品等及び特定用途医薬品等の開発に対する助成金の交付に関すること。
- 三 希少疾病用医薬品等及び特定用途医薬品等の調査に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、希少疾病用医薬品等・特定用途医薬品等開発振興業務に関すること。
- 五 設置法附則第 14 条に掲げる業務に関すること。

（医薬品基金管理課の所掌事務）

第 43 条 医薬品基金管理課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 特定重要物資（法人が安定供給確保支援業務を行うとされたものに限る。）等について、その安定的な供給の確保に取り組む事業者を対象とした安定供給確保支援業務のうち助成事務に関すること。
- 二 設置法附則第 17 条第 1 項に掲げる業務に関すること。
- 三 設置法附則第 17 条第 2 項に掲げる業務に関すること。

第 7 章 健都戦略研究支援部

（健都戦略研究支援部の組織）

第 44 条 健都戦略研究支援部に次の 2 課を置く。

健都企画課

健都研究支援課

(健都企画課の所掌事務)

第 45 条 健都企画課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第 40 条第 1 号、第 4 号から第 7 号まで及び第 9 号から第 12 号までに掲げる事務であって、主として健都において行われる事務に関するもの。
 - 二 健都戦略研究支援部の業務運営に係る企画、立案及びこれに伴う調査並びに調整に関すること。
 - 三 健都戦略研究支援部の業務に係る目標管理に関すること。
 - 四 主として健都において行われる事務に関する広報に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、健都戦略研究支援部の業務であって他課の所掌に属さないものに関すること。
- 2 健都企画課に首席産学官調整専門員及び産学官調整専門員を置くことができる。

(健都研究支援課の所掌事務)

第 46 条 健都研究支援課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第 41 条第 2 号に掲げる事務であって、主として健都において行われる事務に関するもの。
- 二 主として健都において行われる事務に関する調査、研究の支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日 17 規程第 1 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日 22 規程第 11 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 13 日 24 規程第 2 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条から第 19 条の規程は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 1 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日 29 規程第 9 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日 30 規程第 3 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年4月1日30規程第4号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日31規程第8号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月1日2規程第11号）
この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和2年10月1日2規程第14号）
この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日3規程第4号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日4規程第2号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月1日5規程第1号）
この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日5規程第8号）
この規程は、令和5年3月14日から施行する。

附 則（令和5年4月1日5規程第16号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月1日5規程第26号）
この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日6規程第6号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月1日6規程第10号）
この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和6年12月1日6規程第15号）
この規程は、令和6年12月1日から施行する。

附 則（令和6年12月12日6規程第16号）

この規程は、令和6年12月12日から施行する。

附 則（令和7年4月1日7規程第9号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月1日7規程第32号）

1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

2 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所組織規程の特例に関する規程（令和7年5月1日7規程第21号）附則第2条の別に定める日は、この規程の施行の日とする。

附 則（令和8年4月1日8規程第18号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。